

資料2-2の3ページに非消費支出として、こういう家庭では2万5,000円あるというのはございます。

○ 宮島部会長

非消費支出の中身は今わかりませんか。

○ 榮畑年金課長

ちょっとお時間いただければと思います。

○ 宮島部会長

わかりました。ちょっと時間をとらせていただきます。他にございませんでしょうか。15分ほど、45分ぐらいまで質疑の時間を用意してございますので。

○ 山崎委員

資料2-2（参考資料）の10ページ、年金水準を比較するのは非常に難しいと榮畑課長からご説明ありましたが、確かにそのとおりだと思います。高く見せることもできるし低く見せることもできるというわけですが、例えば日本の厚生年金の全受給者平均17万2,200円というのは、恐らくかつての給付、本来の年金の資格要件を満たした方だと思います。つまり原則20年間あるいは特例で15年間ということだと思います。それに対してアメリカやドイツは10年だとか5年が含まれているという意味では、日本は高く出ているということだと思います。

その一方で、平均賃金月額が41万2,800円とありますが、これは下の（注）であるように、一般に用いている30人以上の事業所の報酬をとっているわけですが、分子に当たる受給者の方は、法人であれば一人であっても適用され、個人事業者の場合も従業員五人以上で適用されますから、零細な事業所の非常に給料の低い人の年金も含んで17万2,200円となっているのですが、下の方は比較的高い賃金データを使っているという意味では、割りをしたときの42%というのは低めに出ているのかなということもあったりします。

それで何とも言えないのですが、できるだけ条件を整えて比較されたらどうか。そういう意味ではモデルをつくって、10年加入ではアメリカはこうで、日本ではどうか。あるいは40年加入ではどうかという条件を整える必要があると思うし、それから最近ではネットとネットの比較ということになりますから、受給者も現役もネットの手取りで比較しようということになりますと、賃金や年金から控除される社会保険料や税負担の厚みによってもまた分母や分子が違ってくるわけで、その辺の要件を可能な限り揃えて比較するような表をつくっていただくと非常にありがたいと思います。

○ 宮島部会長

何かございますか。

○ 榮畑年金課長

まさに1-10の資料自体は、これだけで国際比較ができているかどうか、私どもも、もう少し詰めさせていただければと思っておりました。各国の租税負担率はなかなかわかりにくいものですが、今のご指示も踏まえまして努力させていただきたいと思っております。

○ 宮島部会長

一番難しいのは条件で、税制などは調べられると思うのだけれども、さっき言った加入年数とか、そういう要因を調整してやるというのは、逆にデータがひとり歩きされると困るような感じもしないでもない気がします。けれども、今注文がありましたように努力してほしいと思います。

○ 渡辺委員

資料の追加といいましょうか、先ほどの3ページの非消費支出の問題がございましたけれども、これはデータとして平成13年ののがとってあるのですが、現実問題として恐らくことしの10月から高齢者の医療の1割負担が導入されるわけですね。それから、まだこれは未定ですが、来年3月末までに新しい高齢者医療制度の姿ができて、その2年後に実施という政府・与党の合意があるから、現実問題として2004年の年金改革をする時には、そういった新しいデータの下に高齢者世帯の支出は変わってくるわけなので、まだ決まってない数字を盛り込むのが難しいのはわかるのですが、このままの数字だと比較しにくいこともあると思います。今後、年金を中心として医療あるいは介護といったものに対する支出を賄うという考え方の上に立つのであれば、もう少し現実に合ったデータをできれば作っていただきたいと思います。

○ 宮島部会長

これも我々はそう思っていますが、なかなか実際には適当なデータがないのかもしれない。特に、実際、介護保険など、特別保険料の徴収で年金から徴収されるというケースも出てきますので、少しそういう点の新しい変化の中で、こういうデータも変わってくる可能性があります。なるべく直近のデータを取れるならば取っていただきたいと思いますが、ほかに。

○ 翁委員

違う観点なんですけれども、18ページのところに厚生年金の保険料の引上げが、積立金を持たない完全賦課方式に比べてこれだけ引き下げることが可能です、ということが書いてあるのですが、同時に違う観点から考えなければいけないのは、財投改革で自主運用が

始まって、金融市場における公的年金のプレゼンスの問題というのもあると思うんですね。その意味で、こういった保険料引上げをやっていった場合の積立金の規模の今後の予想も今度お示しいただければと思っております。

○ 宮島部会長

これは出そうと思えば、具体的な数字はともかくとしてすぐ出せますね。

○ 坂本数理課長

平成11年の財政再計算の結果でございますが、これにつきましては、将来の収支見通しを示しております、前回、前々回でも申し上げておりますように、賃金上昇率が2.5%、物価上昇率が1.5%、運用利回りが4%という前提で将来見通しを示しておりますが、その際に各年度末の積立金の状況も示しているところでございます。これも次回資料でお示ししたいと思います。

○ 向山委員

資料をお願いをしたいのですが、昨今年金の問題について『週刊現代』等でも、岩瀬さんの発言等が書かれておまして、そういった中で、要はもう少しクリアーにする意味でちょっとお願いしたい資料を用意していただきたいという点がございます。それは厚生年金なり国民年金の加入者が納めた保険料が年金給付にどのくらい使われていて、それ以外のものにどのくらい使われているのか。そういった年次的経緯の数字がもしあればお示しをいただきたいというのが一点。

今の仕組みでは、運用収益を給付に回すということで積立金を持っているわけですが、積立金の運用収益が各年度でどのくらいあるのか。これは年金特別会計の預託利子収入と2001年から自主運用された部分の二つあるわけですが、その部分について、9月頃には年金特会の方も確定すると思っておりますけれども、わかる範囲の中で各年度の運用収益の数字をこの年金部会に示していただければ。その二つの資料をお願いしたいと思います。

○ 宮島部会長

保険料について、具体的な用途を分離して示せということになりますか。恐らく収入は保険料だけではないので、それがどこに行っているのか、具体的に示せるかどうか。特会なりその中で、保険料収入含めて、収入と支出がどんなふうになっているかということになりますでしょうか、今のお話は。

○ 向山委員

はい。

○ 宮島部会長

これは少なくとも厚生年金や国民年金の特会の決算ベースでは出てくるでしょう。

○ 十菱社会保険庁・運営部企画課長

委員ご指摘の話は、恐らく福祉施設事業という形で、いわゆる給付費以外に使われているものにどういうものがあるのかということかと思えます。それは厚生年金会館のような施設事業もございませし、年金相談等、受給者のサービスに使われている経費もございませ。これがどのような形になるのか、お示しできるだろうと思えますので、資料を調整してみませ。

○ 大澤委員

大変簡単なことですが、資料2-2で、例えば4ページの1-4を見ませすとデータは高齢者夫婦世帯だけななですな。ちょっと下がって今度7ページを見ませすと、無収入の高齢者ですから、これですと女性単身高齢者で年金を受けている人の状況がわかりませ。誰でもご承知のように、高齢になってからの有配偶率というのは男性と女性とでは全く違なうので、夫婦世帯のみで示されてもわからななことが多過ぎるという気がいたませ。何か工夫をしていただければと思ませ。

○ 宮島部会長

これはいかがですか。

○ 榮畑年金課長

4ページの全国消費実態調査からとらせていただいたのでございませが、ここから単身者を取り出さというのな調査内容から制約があるかもしれませ。何か他の方法があるのなかなのなも含めて考えさせていただければと思ませ。

○ 宮島部会長

大澤さん、逆に何かご存じですか。家計調査とか幾つかあるようですが、単身の女性を拾えるものというのな。

○ 大澤委員

知りませ。

○ 宮島部会長

これは資料の話なので、委員の方で詳しい方がいらっしやいましたら、サポートしていただければと思なうのですが。

それではもう一つ資料説明が残っておりますので、申し訳ありませんが、前半部分は一応これでまず締めさせていただきませして、次に今度は資料2の後半部分ともう一つ資料3

をあわせて、この説明と質疑に入りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○ 榮畑年金課長

続きまして、先ほどの資料2-1と資料2-2をご覧くださいと思います。資料2-1の7ページでございますが、年金制度における給付と負担の関係と社会経済情勢についてでございます。これまで年金の給付の水準、保険料負担の水準、引上げ方等々をご説明させていただきましたが、それは両方どう関わるのかというのをここでご説明させていただきます。

四角の箱の頭3行に書いてございますが、公的年金制度が最大限効率的に運営されるべきことは当然の前提とさせていただきますが、その上でもなお将来に向けました給付と負担の関係では、基本的には、財政再計算時に想定いたしました少子化、寿命の伸び等の人口構造とか、賃金・物価・金利等の経済情勢等、年金制度にとってみれば、年金制度の中にはない社会経済情勢に変動が生じた場合に、その変動に応じて年金の給付と負担の関係も変わってくるというようなことがございます。その関係をいろんな構成要素ごとに書かせていただいたのが7ページの図でございます。

具体的にどう変わるか。社会経済情勢が、例えば少子化とか寿命の伸びが動くとうどう変わるか。経済情勢が動くとうどう変わるかということをお示しさせていただいたのが8ページ以降でございます。社会経済情勢、人口や経済が想定を超えて変動する場合の給付と負担がどう変わるかということの基本的な考え方というか仕組み、仕掛けを整理しております。

まず社会経済情勢、先ほど申しました少子高齢化のような人口構造と経済と二つに分けてまして、最初の少子高齢化、人口構造が想定を超えて変動する場合。一方、経済情勢は想定どおりというのをまず8ページで整理しております。そういたしますと、人口構造の変動、すなわち少子高齢化が想定を超えて進展したらどうなるかと言いますと、少子化が進み、社会全体では働き手が減ってまいります。そういたしますと社会全体が保険料の賦課ベースでございます働き手の総賃金が想定どおりに増えないということになります。少子化が進展し、現役世代が減少してまいりますと、一人当たりの賃金がこれを超えて上がっていかなければ、社会全体での総賃金は減少するということにもなりかねません。少子化が進むということは、総賃金の伸びが抑制される、もしくは総賃金自体が下がってくるということにつながります。一方で、平均寿命が伸びますと、年金受給者数が想定以上に増加いたしますから、給付が膨らむことになります。

こういう前提で年金給付水準を維持していこうとすれば、将来の保険料率は想定よりも

引き上げていくことが必要になるでしょうし、逆に将来の保険料率を想定どおりとするならば、給付水準を想定に比べて抑制していくことが必要になってくるのではなかろうかと思っています。

この辺の関係を資料2-2（資料編）の25ページ、26ページに付けさせていただいております。25ページは、人口構造が変化したが、一方で経済情勢は想定どおりという場合で、給付水準を維持し続けると、一方で年金の保険料負担は、これは前々回の将来推計人口のところでお示いたしましたように、11年の財政再計算で19.8%と見ていたのが、20~24.8%まで上がっていく。これは低位、中位、高位、それぞれ少子化の進展によって上がりぐあい違ってまいります。図のような関係になろうかと思っています。

26ページは、逆に負担水準を固定いたしました。人口が少子高齢化が進むということをお前提といたしまして、一方で負担水準を固定いたしますと、先ほどの図と逆に、将来の年金の給付水準が下がってくる。平成9年の中位推計で所得代替率は59%でしたが、人口推計の高位、中位、低位によってそれはだんだん下がってくる。これも概念図ですが、そういうような関係がございます。

資料2-1の8ページに戻っていただきますと、8ページの②ですが、今度は逆に少子化傾向が好転をする場合。社会全体の総賃金が想定を超えて増加いたしますから、給付と負担の関係は先ほどと逆になるということがございます。

9ページに進んでいただきますと、少子高齢化、人口構造の変動は想定どおりということで、一人当たりの賃金上昇率等の経済情勢が想定を超えて変動する場合どうなるかということでございます。前後いたしますが、資料2-2の24ページを見ていただければと思います。これは模式図ですが、人口構成一定と想定した場合の給付と負担における賃金・物価の上昇率との関係を示したものです。左側の箱二つですか、年金給付費総額と保険料総額がございます。その次には、年金給付費の中で一定の人が亡くなって新たに受給者として発生してまいる人がおられて、ところが新たに受給者として発生して来られる方は、現行制度では一人当たり賃金上昇で年金が引き上げられますから、一人当たり賃金上昇（X%）と書いてありますが、この分を引き上げた形になります。

ところがその時までの既裁定の受給者は現行の制度では消費者物価上昇で上げられますから、そこに書いているようにXよりも小さい形で上げられることになります。一方で下の保険料総額は、このときは人の数は一定、並びに保険料率は変化なしということで考えていただければ、一人当たりの賃金上昇率（X%）だけ保険料総額は増える。となりますと、上下を照らし合わせていただきますと、網かけの部分が年金財政にとっての「ゆと

り」というようなものが段階で生じます。これをもってして将来の保険料の引上げがより緩やかにできることになるという関係にございます。

ところがこういう想定で立てていたのが、現実には一人当たりの賃金上昇（ $X\%$ ）が小さくなって、 $X'$ ％になったと想定していただきますと、この網かけの部分が小さくなってまいります。この網かけの部分が小さくなるだけ、結局既裁定年金を消費者物価スライドとした仕組みの財政効果が縮小いたしまして、 $X\%$ としておった想定に比べれば、 $X'$ ％下では年金財政は厳しくなる。いわば一人当たり実質賃金上昇が小さくなる分だけ厳しくなるという関係にあらうかと思っております。

資料2-1の9ページに戻っていただきますと、そういう関係にあるときに、一人当たり賃金上昇率等の経済情勢が想定を超えて変動する場合、まず最初でございますが、まさに24ページに書かれておりました想定を超えた一人当たり賃金上昇率。しかもこの場合大事なのは、一人当たり実質賃金上昇率でございます。これが低迷したような場合には、先ほどの図でもございましたように、年金給付費を想定よりも小さな賃金で支えることになりますから年金財政は厳しさを増します。従いまして給付水準は変わらないとするならば、将来の保険料率を想定より引き上げることが必要になる。逆に将来の保険料率を想定どおりとするならば、給付水準を想定よりも抑制することが必要になります。逆に一人当たり賃金上昇率が想定以上に改善されれば、年金財政の厳しさは逆に緩和されることになって、先ほどの給付と負担の関係が逆にまた回るようになります。

この辺を概念図で示させていただきましたのが資料2-2の27ページ、28ページでございます。まず27ページで、経済情勢が変化、特に実質賃金上昇率が変わったときに給付水準を維持し続ければ保険料がどうなるかということで、19.8％から実質賃金上昇率1％ならば22.4％ですが、それが低ければ、それよりも上に行って、実質賃金上昇率が1％より高ければ22.4％より下になるという関係でございます。

今度は逆に給付を変え、負担水準を固定したらどうなるかが28ページでございまして、人口構造が一定で賃金上昇率が変わって、かつ負担を固定したら給付がどうなるか。実質賃金上昇率が1％の場合とそれより高い、低い場合にそれぞれ新規裁定時の所得代替率が59%もしくはそれよりも高くすることが可能、低くすることが必要というような関係を図示させていただいたところでございます。

そういう中で、資料2-1の10ページでございますが、「論点（例）」でございます。今申しましたような人口構造とか社会経済情勢等の変動で年金の給付と負担の関係が動くというふうにご説明させていただきましたが、その中でこのような社会経済情勢の変動に対

しましてどのような取組・対応が行われてきたか、10ページの後半ですが、基本的には二つの方法がございます。

一つは、まさに従来からやられてきた方法として、人口とか経済情勢が想定を超えて変動したその都度給付と負担を見直していくという考え方でございます。従来からのわが国の制度改正、アメリカ、ドイツ等の海外の例もまさにこれだったのだろうと思っています。

もう一つは、そうではなくて、下2行ですが、将来にわたって保険料水準を固定して、その後のいろんな社会経済情勢の想定を超えた変動には、給付内容を自動的に調整するというスウェーデンの99年改革の考え方がこれに当たろうかと思っています。

こういった二つの取組の方法があるのではないかということでございます。

そうなりますと、まさに人口、社会経済情勢の変動が激しい中で、今後の日本の年金の給付と負担の関係をどう考えるか。11ページですが、社会経済情勢の想定を超えた変動がある時に、その都度給付内容を見直すとともに、将来の保険料水準も見直していくことには限界があるのかどうかという論点がまずあろうかと思えます。

それとは違う方法としまして、将来にわたって保険料水準を固定し、その後の変動には給付内容を自動的に調整していくこととした場合には、将来、想定を超えて諸々が悪化いたしますと実質的な年金水準が下がっていくこととなります。その低下を逆にどこまで許容できるかというような論点がある。また、その場合に年金水準のスライドの在り方とも関わりますが、具体的な自動調整の手法はどう考えるのかという論点があろうかと思っています。

これに関連いたしまして、資料2-2（資料編）の32ページでスライドの経緯等々を付けさせていただいております。我が国の年金額のスライド方式の経緯ということで、48年に厚生年金に賃金スライドを導入いたしまして、それとともに既裁定につきましては、厚生年金、国民年金とも毎年消費者物価スライドを行い、財政再計算時に厚生年金は賃金再評価、国民年金は政策改定としてやってきたところでございます。

それが平成元年には消費者物価を完全自動物価スライド制に変えています。平成6年改正では、厚生年金についての再評価を可処分所得の上昇率に応じた再評価に変え、平成12年、前回改正で既裁定年金のスライドを物価スライドのみに変えさせていただいたという経緯がございます。なお、平成12年から消費者物価は下落しておりますが、消費者物価スライドは凍結して、年金額は据え置きにしているところでございます。

一方、諸外国はどうしているか、33ページでございます。欧米主要国のスライドの方式でございます。アメリカ、ドイツ、イギリス、これは賃金、物価、可処分所得スライドと

ということでそれぞれやっておりますが、先ほどもご紹介させていただきました、上から三つ目のスウェーデンが特徴的でございまして、概念上の拠出建てということで、新規裁定時には、年金額は、拠出された保険料をもとに、一人当たりの賃金上昇率を運用利回りと仮定して原資を計算して、それに対して65歳時の平均余命の年数を基本とした数でその原資を割って算出するというので、概念上の拠出建てという方式をとっております。

それに対しまして、また裁定後には、そののところに書いてございますが、消費者物価上昇率+（実質賃金上昇率-1.6%）ということで、賃金から1.6%を引いたものでスライドする。この1.6%に関しましては、概念上の拠出建てとして計算する時に、制度上の予定実質賃金上昇率としてあらかじめ年金額に織り込み済みですので、この算定式により賃金スライドになっているということでございます。

それとともにスウェーデンで特徴的なのは、一番端に書いてございますが、自動財政均衡メカニズムということで、将来の年金財政が悪化した場合、年金額のスライド率を自動的に変動させることを更に仕組みとして入れ込んでいます。

ちなみに（注）に書いておりますが、イタリア、ラトビアでは、スウェーデン同様に概念上の拠出建て方式を導入しておりますが、このときの計算式上、先ほどスウェーデンは、みなし運用利回りとして一人当たりの賃金上昇率を用いていると申しましたが、イタリアではGDP成長率、ラトビアでは国全体の賃金総額の伸び率、そういった指標を採用いたしまして、一層の年金財政の将来の変動に対する安定を図っているということを情報と聞かせていただいております。こういったことが給付と負担の関係の論点だろうかと思っております。

それから、次に資料2-1の12ページでございまして、現在受給している年金の取扱いということで、基本的な考え方をご紹介させていただいております。既裁定のものは年金額を消費者物価の変動で改定しております。従いまして、消費者物価が下がった時には年金の額自体を引き下げていくことが制度的には想定されてございますが、この他にも年金制度を適切に運営していくために必要不可欠な場合には、こういった消費者物価下落に伴う引下げの他に、現在の年金額についても、その算定方法を変更して年金水準の適正化を行った例もございまして、ただ、この場合、消費者物価下落ということ以外での引下げにつきましては、財産権に制約を加えることとなるので慎重な検討が必要だという論点もございまして。

こういった例があるかをまとめたのが13ページでございまして、いくつかの例がございまして、かいつまんで申しますと、平成12年の年金改正で厚生年金の給付水準を5%適正化

しております。ただし、この場合は従前の年金額は消費者物価スライド付で保障しております。

昭和61年の共済年金の改正でも給付水準を適正化しております。ただし、この場合も従前の年金額そのものを消費者物価スライド付ではなくて、その額を保障している。つまり年金額を変えないということにしております。

一方で、平成元年のJR、13年農業者年金の改正では、従前の年金の額自体を引き下げるといようなこともやっております。

この他に、年金制度というよりは、受給している年金額を実質的に引き下げる措置として、年金課税の強化という方法もあろうかと思えます。これは実はアメリカの1983年のレーガン改革でこういうことをやっているということもご紹介させていただいております。

14ページの論点でございますが、次期年金制度改正におきまして、将来世代に対して、保険料負担の引上げや給付水準の適正化を求める場合、現在の年金受給者に対しても、年金水準の適正化を求めるかどうか。この場合、どのような手法が適切なのかということが論点として挙げられるかと思えます。なお、資料2-2（資料編）の34ページ以下にこの関係の資料を付けさせていただいております。

資料2-1の15ページですが、給付と負担の関係が分かりやすい年金制度についてでございます。欧米主要国でも年金制度に対する理解や信頼を高めるために、給付と負担の緊密な関連性について国民に対して情報提供が行われております。

例えば、ドイツでは年金ポイント制を採っております。年金ポイント（個人報酬点数）に現在価値を掛けて年金月額を出すという仕組みでございます。個人報酬点数（年金ポイント）はどうして出すが、下から5行目で書いておりますが、その時その時のある個人の報酬を全被保険者の平均報酬に対する比として年ごとに算定します。従いまして、ある年に全被保険者の平均報酬を得ていた方のその年の年金ポイントは1.0となります。ドイツでは標準的な年金を受給する者は、45年加入が前提ですから、標準的な年金を受給する者は45ポイントを有することになります。これで得た年金ポイント（個人報酬点数）に単価を掛けて年金額を出すという仕組みです。

その他、16ページにございますが、先ほどもご説明いたしました概念上の拠出建てということで情報を提供する方法もございます。これは個々人の保険料総額が基本になります。これは納めた保険料総額が増えていくという仕組みですから、これも将来受給する年金が徐々にたまっていくことが実感できる仕組みであろうかと思っております。

こういうものを受けまして、17ページの論点でございますが、実は我が国でも、現在は